

平成21年第3回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成21年5月25日（月） 午後2時

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

議第26号 専決処分について（学校薬剤師の委嘱について）

議第27号 専決処分について（見附市理科教育センター兼任所員の委嘱について）

議第28号 専決処分について（見附市理科教育センター運営委員の委嘱について）

議第29号 専決処分について（見附市青少年指導員の委嘱について）

議第30号 専決処分について（見附市就学指導委員会の委員及び相談員の委嘱について）

議第31号 専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）

議第32号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ振興審議会委員の委嘱について）

議第33号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ振興審議会委員の委嘱について）

議第34号 専決処分について（見附市新生児及び妊産婦に対する訪問指導事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について）

議第35号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）

議第36号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員の委嘱について）

議第37号 見附市指定有形文化財の指定について

議第38号 平成21年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原
案 について

議第39号 平成21年度見附市教育行政計画の策定について

○出席委員（5名）

委員長	加野	邦昭	君
委員長職務代理者	平野	義之	君
委員	小林	弘武	君
委員	南雲	京子	君
委員・教育長	神林	晃正	君

○事務局出席者

教育総務課長	野水	英男	君
学校教育課長	藤森	進	君
こども課長	星野	隆	君
まちづくり課長	田伏	智	君
こども課長補佐	佐藤	貴夫	君
こども課副参事	佐藤	啓子	君
教育総務課長補佐	小林	誠一	君
教育総務課長補佐	星	正樹	君
教育総務課副参事	丸山	源一郎	君
教育総務課係長	安藤	正美	君
教育総務課主査	武石	明彦	君

午後2時開会

委 員 長

只今より、平成21年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

審議いただく議案には、まちづくり課へ補助執行とした公民館関連等の審議会委員の委嘱が含まれているため、まちづくり課長の出席をお願いしています。

次に、事務局から2件の資料差し替えと追加資料提出の申し出がありましたので配布しておきました。それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員5人全員でございます。

委 員 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

委 員 長

日程第2 報告事項 1. 見附市防犯訓練の実施について学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

見附市防犯訓練の実施について報告します。市総務課を中心に、関係部署、機関との連携体制づくり、地域を生かした安全確保の体制づくり、緊急メールを活用した情報配信が主たる目的となっています。今年度は、4月17日（金）に名木野小学校を会場に今年で4回目の開催となりました。訓練の成果は、報告書記載のとおりとなっています。なお、安全ボランティアとして地域の方々が33名参加されました。今後の課題として、1万人を目標としている緊急メールの登録者数の拡大に向けて呼びかけを図っていきたいと考えています。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、次に移りたいと思います。

委員 長

報告事項 2. 今町小学校校舎建築工事進捗状況について、3. 学校施設の耐震診断の結果について、一括して、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

報告事項 2. 今町小学校校舎建築工事進捗状況について説明いたします。配布資料に、現在の建築状況の写真を配布させていただいておりますのでご覧ください。工事は順調に進んでおり、躯体部分は全て完了しており、今後は、設備工事と内装工事を中心に行うこととしております。今回の建築工事では、外壁レンガが特長となっておりますが、現在、西側部分でのレンガ積が始まっている状況となっております。

報告事項 3. 学校施設の耐震診断の結果ですが、6月の広報見附でその概要をお知らせすることとしています。今回は、その詳細について説明をさせていただきます。市内で耐震診断の必要となる棟数は、43棟となっております。その43棟の耐震診断を行った結果、耐震改修が不要とされたのは29棟、改修が必要とされたのは14棟となっております。改修が必要な14棟については、年次計画を策定して改修に取り組んでおります。これらの14棟の改修計画の中で、平成20年度から改築予定の3棟は、改築中の今町小学校が該当します。21年度に耐震補強予定の7棟は、名木野小学校と今町小学校の2校となっております。21年度、22年度に設計、工事を行う4棟については、見附第二小学校と南中学校のとなっております。これらが全て完了すると、全ての学校の耐震化が完了するということとなります。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、次に移りたいと思います。

委 員 長

報告事項4. 見附市の保育の状況についてこども課長より説明願います。

こども課長

報告事項4. 見附市の保育の状況について説明いたします。見附市内の認可保育所の入所率、入所人員をその保育園の定員で除した割合のパーセンテージは、今年の4月1日現在で、公立保育園で72.8パーセント。私立で116.7パーセントとなっています。私立保育園の入所率が高い傾向としては、送迎バスの利用が主な要因と考えております。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、次に移りたいと思います。

委 員 長

報告事項5. 新型インフルエンザの対応について教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

報告事項5. 新型インフルエンザの見附市での状況について説明いたします。市の対応の状況は、4月27日にインフルエンザ情報連絡会議を開催して対応を協議し、4月29日には、見附市新型インフルエンザ対策本部を設置し、その対応を検討しました。対応として電話相談窓口の設置、更に市民に対してマスク並

びに食料の2週間分の備蓄を働きかけるチラシを全世帯に配布しました。その後、対策会議では、市役所など公共施設に消毒薬の設置をし、窓口対応の職員にマスク着用徹底を行ってきました。教育委員会が所管する、学校並びに保育園の休校・休園対応については、22日厚生労働省が方針を示しておりますが、感染初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域については、患者が発生した場合、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県全てで休業を要請するとなっております、最終判断は各市町村の施設設置者となっております。国の対応も非常に流動的になっており、現在の段階で見附市として学校等の休校についてどのように対応するか方針を示すことができませんが、国、県の指導を受ける中で感染拡大に努めたいと考えております。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

新型インフルエンザかどうかの判定は、病院で判定できるのか。

教育総務課長

病院の発熱外来では、新型インフルエンザの疑いがあるかどうかの簡易検査を行うこととなります。そこで陽性という判定となった場合は、検査機関での遺伝子レベルの検査を行い診断の確定を行うという手順になっています。

委員 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

委員 長

日程第3 議第26号専決処分について（学校薬剤師の委嘱について）から、

議第 31 号 専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）までの 6 件を議題とします。一括して、学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第 26 号から議第 31 号まで一括して説明します。議第 26 号 専決第 3 号 学校薬剤師の委嘱については、名木野小学校、見附中学校の 2 校において別紙のとおり委嘱するものです。

議第 27 号 専決第 5 号 見附市立理科教育センター兼任所員の委嘱については、別紙のとおり 4 名の新任を含む 5 名の方に委嘱するものです。

議第 28 号 専決第 6 号 見附市立理科教育センター運営委員の委嘱については、全て新任となりますが 5 名の方に委嘱するものです。

議第 29 号 専決第 10 号 見附市青少年指導員の委嘱については、別紙のとおり 9 名の新任を含む 28 名の方に委嘱するものです。

議第 30 号 専決第 11 号 見附市就学指導委員会の委員及び相談員の委嘱については、別紙のうち委員に 5 名の新任を含む 18 名の方に委嘱するものとし、相談員に 4 名の新任を含む 13 名の方に委嘱をし、事務局に 2 名の委嘱するものです。

議第 31 号 専決第 12 号 見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱については、別紙のとおり 4 名の新任を含む 10 名の方を委嘱するものです。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員 長

議第32号、議第33号の専決処分について（見附市社会教育・スポーツ振興審議会委員の委嘱について）の2件を議題とします。一括して、まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第32号、専決第7号の委嘱については、別紙のとおり、県立見附高等学校の校長の異動によるものです。議第33号、専決第13号の委嘱については、別紙のとおり、見附市育成会連合会会長、見附市PTA連合会会長のそれぞれの団体の代表者交代によるものです。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員長

議第34号 専決処分について（見附市新生児及び妊産婦に対する訪問指導事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について）、議第35号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）の2件を議題とします。一括して、こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第34号 専決第4号、見附市新生児及び妊産婦に対する訪問指導事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明します。産後のうつ病を疑う産婦が、出産後1カ月を過ぎた頃にみられることが多いため、今までの訪問時期の生後27日以内から原則60日以内に変更するものです。そして、ハイリスク母子の早期発見・支援を円滑に行うため、要育児支援家庭等訪問指導事業を追加した改正です。題名を見附市妊産婦及び新生児等に対する訪問指導事業実施要綱に改め、平成21年4月1日から適用しているものであります。

議第35号 専決第8号、見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について説明します。別紙の委員の方々を委嘱するものとし、うち新任の方は6名となります。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

市外の実家に里帰りでお産される妊産婦の方の訪問指導はどのようになっているのか。

こども課長

市外への妊産婦及び新生児訪問指導は、里帰り先の市町村へ見附市が依頼して訪問指導が行ってもらうことになっています。また、見附市への里帰りの場合も

同様に居住地の市町村から見附市へ依頼があり、訪問指導を行うこととなります。

委員 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員 長

議第36号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員の委嘱について）を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

議第36号 専決第9号見附市学校給食センター運営委員の委嘱について説明します。この運営委員の委嘱は、昨年度委嘱を行っておりましてその任期は平成22年4月までとなっておりますが、本年度から今町小学校が学校給食センターの管轄となったことから新たに2名を委嘱するものとし、その他に人事異動及びPTA役員の交代による10名を新たに委嘱するものです。これらの委嘱により委員の総数は19名で、その任期は平成22年4月30日までとなっています。

平野 委員

委員の任期は2年ということになっているが、毎年、人事異動やPTA役員の交代により新たな委嘱を行っていることから任期について1年と改めてはどうか。

教育総務課長

委員の任期の見直しについては、検討したいと考えています。

委員 長

他にご質問はございませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員 長

議第37号 見附市指定有形文化財の指定について議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

議第37号 見附市指定有形文化財の指定について説明いたします。配布資料のとおり、昭和59年に片桐町地内から出土した「片桐廃寺跡出土の青銅製管耳瓶」を見附市文化財保護条例に基づいて見附市文化財に指定をしたいとするものです。本件については、本年3月26日に開催された見附市文化財保護審議会において、見附市指定有形文化財としての適当であるかについて審議いただいた結果、妥当であるものとして賛同いただいていることを申し添えます。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

この片桐廃寺についての何か謂われや、文献に残されて分かっていることがあれば説明をして欲しい。

教育総務課係長

片桐廃寺は、太田町にある東福寺の跡地であると推定されています。当時の東福寺が、片桐町の菩提樹の南側にあり、それが現在の位置に移転したと考えられています。

委員 長

片桐町の菩提樹の樹齢はどれ位になるのか。

教育総務課係長

片桐廃寺の菩提樹は、それほど古いものではないと考えられていますが、片桐廃寺発掘調査を行った結果、菩提樹の南側からは、平安時代初め頃の9～10世紀の土器、それからしばらく空いて、中世の12～17世紀初頭の頃の土器が出土されています。中世からの出土品からは、瀬戸美濃の茶碗、皿、瓶や中国からの輸入された白磁、青磁が出土しております。瀬戸美濃や中国製品が多く出土した例は、見附市内では他にないことから、このお寺の格式の高さが出土遺物のなかからも推察できます。

委員 長

青銅製管耳瓶は、当時としては高価であったものと考えられると思うが、捨てられていたのではなく、埋められていたとすれば、この他に一緒に埋蔵されていたものなどは無かったのか。

教育総務課係長

出土時には、一部が無い状態であった為、廃棄されたものと考えられます。

委員 長

他にご質問はございませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委 員 長

議第38号 平成21年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について議題とします。教育総務課長、学校教育課長、こども課長の順に説明を求めます。

教育総務課長

議第38号 平成21年度一般会計補正予算のうち、教育総務課関係予算について説明いたします。社会教育費 1, 394千円の増額補正ですが、これについては、文部科学省の事業で実施予定の「社会教育重点推進プログラム事業」の実施の為に、事務補助員1名を雇用するものです。雇用に必要な財源については、全て県の補助を活用することとしています。続いて、給食センター運営費の2, 980千円の増額補正についてですが、これは、学校給食センターに設置してあります食器消毒保管機が老朽化し故障した為、交換を行う為に必要な予算を計上したものです。

学校教育課長

平成21年度一般会計補正予算のうち、学校教育課関係予算について説明いたします。教育総務課の補正と同じく新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用するものです。増額補正額10, 069千円のうち、1 不登校児童生徒学習支援員配置事業で、すこやかルームに学習支援員を1名配置。2 不登校生徒学習支援員配置事業で、全ての中学校へ1名を学習支援員として配置。3 小中学校パソコン指導教諭サポート事業で、パソコン指導を行う教員のサポートを行

う人員を配置するものです。生徒指導総合連携推進事業費 830 千円の増額補正については、この事業は、20 年度から引き続き文部科学省の事業として実施する内示を受けたことにより予算の計上を行うものです。学校評価の充実・改善のための実践研究事業費 250 千円の減額補正については、こちらについても 20 年度から引き続き文部科学省の事業として実施するものですが、年度当初に計上した予算より文部科学省の内示額の減額に伴い補正を行うものです。学校支援地域本部事業費 3,020 千円の増額補正については、こちらについても 20 年度から引き続き文部科学省の事業として実施する内示を受けたことにより予算の計上を行うものです。

こども課長

平成 21 年度一般会計補正予算のうち、学校教育課関係予算について説明いたします。子ども医療費助成事業費 6,552 千円の増額については、今年の 9 月から新潟県では、18 歳未満の子どもが 3 人いる世帯に限り、小学校 3 年生まで医療費助成を行うことになっています。市においても 9 月から同様の助成を行うための医療給付費や制度導入に伴うシステムの借上料、委託料を補正するものがあります。なお、県では対象世帯に所得制限を設けていますが、市では所得制限は設けていません。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

議第39号 平成21年度見附市教育行政計画の策定について議題とします。

教育長に説明を求めます。

教 育 長

議第39号 平成21年度見附市教育行政計画の策定について説明します。21年度の見附市教育行政計画については、21年度策定した計画に対して、既に終了したもの、拡充を図るもの、新たに行うもの、それらを各担当が勘案して修正を行い、21年度の計画として提案をさせていただくものです。21年度教育行政計画の詳細については、議案書にお示ししたとおりとなっています。21年度、修正を加えて箇所については、赤字で表しております。また、各課の概要について担当から説明を行います。

学校教育課長

具体的方策 見附市の未来を拓く学校教育の充実 (1)の全国学力、学習状況調査の分析に基づく授業改善等の推進については、この調査が2年目となり、その結果は、全国平均を上回る状況となっております。今後もこれらの状況を推進していく為に、この項目を付け加えさせていただきました。(4)の学校における読書活動の推進については、学校における読書活動の推進については、子どもの100冊運動を推進していく為に項目として、新たに項目を加えさせていただきました。(9)小・中・高等学校の接続を意識した職業体験活動の実施については、この内容がキャリア教育ということがあり、子どもたちの職業観を高めることから、市教委では、高等学校までの接続は難しいところがありますが、あえて小・中・高等学校の一連の流れのなかでその接続を意識するなかでの職場体験活動の充実を図っていきたいと考えています。保護者や地域の学校運営への

参画の推進 (1)「見附子育て・教育の日」の開催については、21年度からは「子育て」を加えて、11月第3日曜日に開催したいと考えています。学校関係者評価委員については、法の改正により、学校評価を行う際に、学校関係者評価委員を保護者や地域の関係者から選んで行うこととされていますので、これを盛り込んだものです。学校安全ボランティア組織との連携 「地域ぐるみの安全体制整備推進事業」(文部科学省委託事業)は20年度から引き続きこの事業を実施となりますが、20年度の成果を活用するということから、21年度は、活用という表現を加えさせていただきました。(3)幼児児童生徒の健康の保持増進については、フッ化物が正しい語句となり、その修正となります。

まちづくり課長

(13)豊かな感性を育む機会の提供については、(14)生涯スポーツ活動の推進については、指定管理者制度への実施に伴い主管が変更した為、新たな主管を明記したものです。

こども課長

未来を担う子どもたちへの支援 (7)障がい児に対する相談体制の充実については、「障がい」の「がい」については、ひらがなを用いるようになってきており、その表記の変更となります。

教 育 長

全国学力、学習状況調査については、見附市の数値は、全国平均値、新潟県平均値と比較しても上回っております。今後は、数値を上げるだけでなく、普段の指導の改善をいかに結びつけていくかが今年の提案となります。100冊運動については、幼児期におけるブックスタートを1年早く実施しています。4年計画で必要な冊数を保育園、幼稚園に揃えることで進んでいます。小学校については、見附小学校が一足早く行っておりますが、その成果を踏まえて、全市に取

り組みを広げて行くものです。この100冊の選定は、選定委員により選定していただくこととしています。100冊の選定結果については、教育委員会にもお示ししていきたいと考えています。キャリア教育については、中学校中心というイメージが強かったものがありますが、キャリア教育については、小さい頃からスタートさせ、高等学校までを含めて一貫した見通しで取り組んでいきたいと考えております。市内の中学校では、様々な職場を体験する工夫された取り組みが始まっておりますが、キャリア教育を充実させ厚みを持つことが期待されています。子育て教育の日については、今まで、アカウンタビリティとして実施していましたが、これを教育委員会事務局に、こども課が設置されたことから、子育ての部分も含めた形で取り組みたいと考えています。障がいに対する相談体制については、こども課が設置されたこともあり、様々な相談体制が整備されてきました。これにより、早い段階から障がいがあるお子さまを発見し、関係機関と連携して適切な対応をしてこととしています。いくつかの事業については、国の指定を受けながら実施していく、学校評価、学校応援団づくり、生徒指導充実させていきたいと考えております。

委 員 長

施策推進のための手法 「学校・地域共創教育システム」での説明文の中で「汎用性を高める」という言葉があるが、この言葉の意味は、このシステムをほかの事柄でも応用できるという意味なのか。

学校教育課長

見附市が目指している学校評価や学校応援団等の取り組みは、全ての学校で実施されています。ひとつの市が全ての学校で行われているという例は、全国的にも見てあまり無い取り組みとなります。それぞれの学校の良い取り組みを共有化することにより、良い取り組みをどんどん取り入れて、取り組みへの実用性や実

行性を高めることを含めて、汎用性を高めてということでご理解いただきたいと考えています。

委員長

同じく、「学校・地域共創教育システム」のなかで学校と地域・家庭を結ぶ役割を担う、「教育コーディネーター」を配置し、学校と地域双方の評価の目をより強化しますと表記されているが、この評価というのは何に対する評価を指しているのか。これらの表記の部分は、システムを説明している文章なので、厳密に説明できる表現にしたほうが良い。見附市の未来を拓く学校教育の充実（４）の豊かな心の育成で矢沢宰記念事業への協力があるが、できるだけ学校からも募集に応じていただけるように働きかけ行っていただきたい。6. 未来を担う子どもたちへの支援（３）次代の親の育成の項目があるが、この具体的な内容を教えて欲しい。

こども課長

パパママ学級では、お子さんが生まれる前に、育児の方法についての母親だけでなく、父親も一緒に育児を行うことを学ぶことのできる機会を設けています。その他にも、小中学校のPTA事業への参加や、保育園へのボランティアを通して、子育てや育児への理解が深まってくるのではと考えています。

教育長

施策推進のための手法の項目で分かりにくい表現であるというご指摘をいただきましたので、「汎用性を高めます」と「評価の目をより強化します」の部分について、それぞれの主旨が分かるように表現の修正を行いたいと考えております。

委員長

ここでいう汎用性を高めるというのは、考え方の共有化ということなのか。

教育長

考え方の共有化と、仕組みづくりということになってきます。また、評価については、学校地域支援本部事業だけの問題でなく、その他の取り組みについても地域の応援をどれだけ得て行っているのかを見ていきましょうということになるのだと考えています。そのようなことから、「学校・地域共創教育システム」の説明についても、「教育コーディネーターを配置したり、学校と地域が互いに的確に評価をし合うことでより質の高いものを目指します。」というような主旨で表現されていると考えていますので、そのようなことが具体的に分かるように表現をしていきたい。

委員長

客観的評価を意識するということになるのか。

教育長

これらの評価については、浅い評価でなく、評価をお互いに深めていくということになるのだと考えています。

委員長

指摘部分を修正していただき教育委員に配布をお願いしたい。

委員長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、文章の表現について修正をするものとして大筋で原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委 員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。これで平成21年
第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします

午後3時00分閉会

以上、会議の概要を記載しその内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委 員 長

会議録署名委員